

犯罪被害者等基本計画骨子案(3)について(回答)

下記のとおり、意見を提出する。

記

- 1 「1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等(基本法第14条関係)[今後講じていく施策]」において、(20)の次に新たに項目を設け、下記の施策を追加されたい。

(21) 被害少年にかかる精神的打撃軽減のための継続的支援の推進
警察において、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。

【理由】

「(19) 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等」(P6)において、文部科学省におけるスクールカウンセリングに関する記載があるが、警察においても、少年警察活動規則(平成14年 国家公安委員会規則第20号)第14条の規定に基づく上記の施策を推進する必要があることから。

- 2 「2 安全の確保の充実等(基本法第15条関係)[今後講じていく施策](4)」については、関係省庁の見直しを含め、別途の検討の場を設けることとされたい。

【理由】

「給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条)に関して設置する検討の会」においては、犯罪被害者に対する経済的補償の在り方を検討する場であるところ、「被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び施策の実施」については、必ずしも経済的補償の側面に限定されるものでなく、既存施設や住居等の提供、利用等の現物給付的な側面をも有するものである。したがって、関係省庁の見直しを含め、別途の検討の場を設けるべきである。

- 3 「2 安全の確保の充実等(基本法第15条関係)[今後講じていく施策]」において、(5)の次に新たに項目を設け、下記の施策を追加されたい。

(6) 警察における保護対策の推進
警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。

【理由】

「2 安全の確保の充実等[今後講じていく施策]」において、「犯罪被害者等は、暴力団によるいわゆる「お礼参り」や、……など、再び危害を加えられることに対し不安を抱いている。また、……、不安を解消する取組が必要である。」と指摘されていることから、警察における暴力団等による犯罪被害者等に対する保護対策の推進を盛り込む必要があることから。

- 4 「2 安全の確保の充実等（基本法第15条関係）[今後講じていく施策]（7）」について、下記のとおり修文されたい。

警察において、子供の死亡例に関する適切な検視等の実施に資する……。

【理由】

検視だけでなく、実況見分、検証もあることから。

- 5 「3 保護、捜査、公判等の過程における配慮の充実等（基本法第19条関係）[今後講じていく施策]（1）」について、下記のとおり修文されたい。

警察において、採用時及びそれ以降各階級の役割に~~応じて~~上位の階級又は職に昇任した際(*1)に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に……の充実を図り、職員の対応の改善を進める一層の向上に努める(*2)。

【理由】

(*1)について、警察官のみならず、一般職員の採用時及び昇任時にも必要な教育・研修を行っているため。

(*2)について、警察では、原案記載のとおり必要な教育・研修等を行うことにより、現在においても職員の対応は適切に行われており、これの更なる向上に努めることが必要であると認識しているから。

- 6 「3 保護、捜査、公判等の過程における配慮の充実等（基本法第19条関係）[今後講じていく施策]（2）」について、下記のとおり修文されたい。

（2）女性の捜査官女性警察官等の配備配置

警察庁において、性暴力性犯罪被害者への対応等に資するよう、女性の捜査官の配備に警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置にさらに努める。

【理由】

表現をより適切にするため。

内閣府担当官 殿

平成17年6月23日
警 察 庁

犯罪被害者等基本計画骨子案(3)に対する構成員意見に対する内閣府意見について(回答)

下記のとおり、意見を提出する。

記

- 1 「2 安全の確保の充実等(基本法第15条関係)[今後講じていく施策](4)」については、関係省庁の見直しを含め、別途の検討の場を設けることとされたい(前回意見に同じ。)

【理由】

前回意見で述べたとおり、本要望は、必ずしも経済的補償の側面に限定されるものでなく、既存施設や住居等の提供、利用等現物給付の側面をも有するところ、「給付金の支給に係る制度の充実等に関して設置する検討の会」において、これを議論することは、いたずらに議論の拡散を招くのみならず、関係する省庁の点においても十分ではない。

- 2 「3 保護、捜査、公判等の過程における配慮の充実等(基本法第19条関係)[今後講じていく施策](1)ア」の「 」について、原案のとおりとされたい。